

## 第31回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和5年1月6日 午後3時～午後3時45分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（15人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（1人） 3番 赤川 明宏

5、議事・報告

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○農業委員会改選について

○農業委員手帳の配布について

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭  
事務局 村田 顕

## 8、会議の概要

事務局：ただ今から、第31回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：あけましておめでとうございます。  
農業を取り巻く環境は厳しくなっております。  
肥料の高騰も続いております。  
頑張っていきましょう。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は15名ですので、総会は成立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、  
今回は 1番 塚越 委員 2番 徳江 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議長：それでは、4番 議事に入ります。  
議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請受付番号1について」  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 農地法第4条の許可申請受付番号1について説明】

議長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、  
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続きまして議案第1号受付番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 農地法第4条の許可申請受付番号2について説明】

議長：それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続きまして議案第農地法第5条の規定による許可申請受付番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請受付番号1について説明】

議長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第2号受付番号2について説明をお願いします。

事務局：【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請受付番号2について説明】

議長：それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第2号受付番号3について説明をお願いします。

事務局：【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請受付番号3について説明】

議長：それでは、受付番号3について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして 報告事項 について説明をお願いします。

議長 : 続きまして、報告事項 に入ります。報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号農地法第3条の3第1項の届出の受理状況について説明します。内容につきましては相続で 1 件受理しています。

報告事項第2号農地法第5条第1項第7号による届出書の受理状況市街化7区域の農地転用届け出は 2 件受理しています。

報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について 1 件受理しております。

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、報告事項については、終了といたします。続いて、次第6番 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○農業委員会改選について

令和5年7月の改選にむけて、別紙通知を区長及び農事支部長に送付してあります。、また、募集要項の案は別紙の通りです。

○農業委員手帳の配布について  
別紙の通り配布いたします。

○玉村町原油価格・物価高騰対策事業について  
資料のとおり支援金を交付します。受給要件を確認の上申請してください。

○農業共済の支所移転について  
資料の通り伊勢崎支所が前橋の共済会館に統合となります。

○金沢研修は行程等について直前に通知します。

議 長 : その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長 : 以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。